平成２７年（フ）第７１７号
京都府木津川市加茂町大野唐岩68番地　サンハイツ加茂Ｂ103、前住所京都府相楽郡南山城村大字田山小字北又14番地
債務者　奥田江里河
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４５号
京都市右京区嵯峨野東田町20番地２　ファミール嵯峨野105
債務者　中村　昌子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
京都府福知山市字日尾180番地の３
債務者　谷　　光幸
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第４６４号
大阪府松原市上田７丁目４番４－206号
債務者　梅田与施夫
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
奈良県生駒市生駒台南1069番地
債務者　濱下すみ子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１６５号
香川県さぬき市津田町鶴羽2327番地１
債務者　久保　昌代（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８７号
香川県高松市牟礼町牟礼3720番地367
債務者　濵田　敬子（旧姓和合）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０２号
香川県善通寺市下吉田町156番地１メゾニティ立石Ａ－101
債務者　畠久保麻紀（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１４５号
茨城県石岡市石川1178番地
債務者　加藤　一夫
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５２８号
千葉県市川市柏井町３丁目653番地24
債務者　勝田はるみ
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５６７号
千葉県浦安市東野２丁目22番６号　サンシティヒコタＣ－２（103）
債務者　荻原　英一
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９３号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番２棟1211号
債務者　髙橋美知子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６１４号
千葉市中央区大森町480番地３
債務者　丸岡　祐亮
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６１５号
千葉市中央区大森町480番地３
債務者　丸岡　愛梨
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６２５号
千葉市若葉区みつわ台５丁目27番７号　オークスＡ103号
債務者　青柳　和夫
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６５２号
千葉県八千代市萱田2252番地１　シティハイツ君塚Ⅱ－102号室
債務者　矢場圭二郎
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
岐阜県中津川市駒場1667番地の663
債務者　森　　洋介
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１２２５号
愛知県海部郡蟹江町八幡１丁目26番地　オリーブコーポ202号、従前の住所名古屋市中川区豊成町１番４－1411号　豊成団地
債務者　白坂　家広
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部